

みえ森と緑の県民税条例の概要

1 趣旨（第1条）

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定める。

2 税率（第2条、第3条、附則第3項）

三重県県税条例に定める県民税の均等割の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に下記の額を加算する。

- ① 個人 1,000円 ② 法人 均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

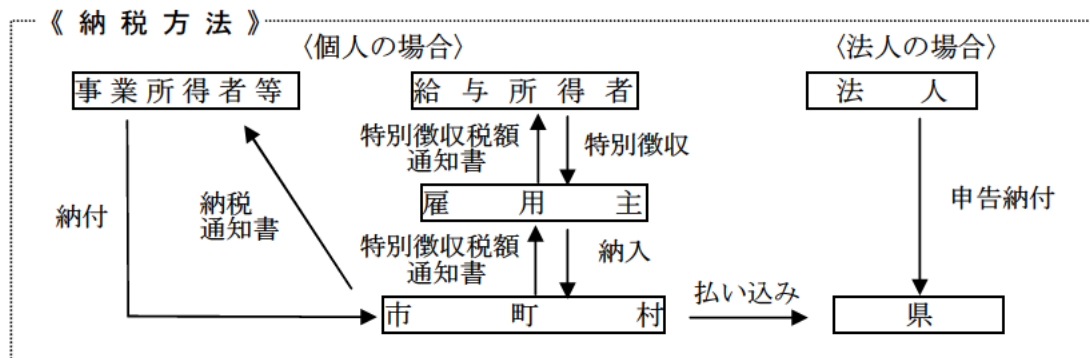
3 施行期日（附則第1項、第2項、第4項）

平成26年4月1日から施行し、次のとおり適用する。

- ① 個人 平成26年度以後の年度分の個人の県民税
② 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

4 検討（附則第5項）

施行後おおむね5年ごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

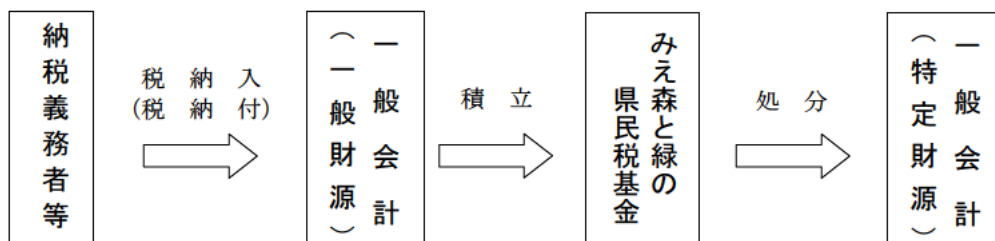


みえ森と緑の県民税基金条例の概要

1 設置の目的（第1条）

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、「みえ森と緑の県民税基金」（以下「基金」という。）を設置する。

2 みえ森と緑の県民税基金のしくみ（第2条～第6条関係）



(1) 積立額・運用（第2条、第4条）

基金として積み立てる額は、「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額及び基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用（第3条、第6条）

基金に積み立てられた現金は、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分（第5条）

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

3 施行期日（附則第1項）

平成25年4月1日